令和７年度　保育所や幼稚園等における虐待事案の公表について

（令和８年１１月９日現在）

児童福祉法第33条の16等に基づき、令和７年度における県内の保育所や幼稚園等における虐待の状況について公表します。

＊　今年度は、令和７年10月１日から令和８年３月31日の期間を公表の対象とする

１　虐待案件の状況

通報件数[*1]	令和７年度要対応件数（Ａ＋Ｂ）	前年度以前継続件数（Ａ）	令和７年度[*2]新規件数（Ｂ）	虐待該当	非該当	判断不可	備考
5件	5件		5件	1件	4件	0件	虐待認定は令和８年度に実施

＊[1]　監査等で所管行政庁が自ら虐待等の疑いを把握したものも含む。

[*2]　令和７年10月１日から令和８年３月31日の期間とする

２　虐待の状況

ア　施設等の種別

保育所	幼稚園	特別支援学校幼稚部	幼保連携型認定こども園
0件	1件	0件	0件

小規模保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	一時預かり事業	病児保育事業	乳児等通園支援事業
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

放課後児童健全育成事業	児童館	児童育成支援拠点事業	子育て短期支援事業	認可外保育施設
0件	0件	0件	0件	0件

イ　虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
0件	0件	0件	1件

ウ　こどもの性別

男子	女子
0名	1名

エ　こどもの年齢層

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0名	0名	1名	0名	0名	0名

小学生	中学生以上
0名	0名

オ　虐待を行った職員等の職種

管理者	保育士	幼稚園教諭	特別支援学校 幼稚部教諭	保育教諭
0名	0名	0名	0名	1名

放課後児童 支援員	児童厚生員	児童指導員	子育て 支援員	調理員・ 栄養教諭	医師	看護師・ 養護教諭
0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

保育補助者	事務員	用務員	送迎バス等の 運転手	その他職員	不明
0名	0名	0名	0名	0名	0名

3　都道府県または市町村が講じた措置等

改善勧告（児童福祉法、認定こども園法）	0件
改善命令（児童福祉法、認定こども園法）	0件
事業停止(制限)命令（児童福祉法、認定こども園法）	0件
認可・認定取消し（児童福祉法、認定こども園法）	0件
変更命令（学校教育法）	0件
閉鎖命令（学校教育法）	0件
その他の行政指導	1件

用語の解説

改善勧告:法令等に定める基準に達しない運営をしている施設等の設置者に対し、必要な改善を勧告する行政指導。

改善命令：施設の設置者が改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合に改善を命じる行政処分。

事業停止(制限)命令：児童の福祉のため必要があると認めるとき、児童福祉審議会等の意見を聴いたうえで、施設等の事業の停止(制限)を命じる行政処分。

認可・認定取消し：行政の命令や処分に違反した施設等に対し、都道府県や市町村の認可・認定を取り消す行政処分。

変更命令：学校が設備や授業、その他の事項について、法令や自治体の規定に違反したときに、変更を命じる行政処分。

閉鎖命令：学校が法令の規定に故意に違反したり、自治体が法令に基づいて行った命令に違反したとき等に、学校の閉鎖を命じる行政処分。

その他の行政指導：上記の措置に至らない事案について行った文書指摘、口頭指摘、助言指導等。